

2018年10月12日

受益者の皆様へ

「NN 欧州リート・ファンド(資産形成コース/通貨カバード・コール戦略)」  
信託終了(繰上償還)予定のお知らせ

NN インベストメント・パートナーズ株式会社

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております弊社設定ファンド「NN欧州リート・ファンド(資産形成コース/通貨カバード・コール戦略)」につきまして、ファンドの設定以来、弊社ではファンドの運用に鋭意努力してまいりましたが、ファンドの受益権の口数が投資信託約款に規定する繰上償還条項(第37条第1項)に定める10億口を下回る状態が継続しております。弊社といたしましてはファンドの信託契約を解約し、お預かりした運用資産を受益者の皆様へお返すことが受益者様の利益に資するとの判断をいたしました。ファンドの信託終了(繰上償還)につきましては法令の定めに基づき書面による決議をもって実施する予定です。

つきましては、本書面をお読みいただき、ファンドの信託終了(繰上償還)に関する決議の賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」に記入のうえ、弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。なお、ファンドの信託終了(繰上償還)にご同意いただける場合は、書面決議のお手続き(議決権行使書面のご返送)は不要です。

何卒、ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

## 1. ファンドの信託終了(繰上償還)を予定している投資信託の名称および理由

- ファンドの信託終了(繰上償還)を予定している投資信託の名称  
「NN 欧州リート・ファンド(資産形成コース/通貨カバード・コール戦略)」
- ファンドの信託終了(繰上償還)理由  
上記ファンドの受益権口数が、信託約款に定める繰上償還に関する規定の 10 億口を下回っている状態が継続しており、今後もファンドの受益権口数の回復が見込み難いとの判断から、信託約款の規定に従い、受益者様のご意向を確認したうえで繰上償還を行うものです。

## 2. ファンドの信託終了(繰上償還)に係る書面決議の手続きに関する日程

- |                            |                                 |
|----------------------------|---------------------------------|
| ① 受益者様の確定日                 | 2018年10月12日(金)                  |
| ② 書面による議決権の行使期間            | 2018年10月22日(月)から2018年11月6日(火)まで |
| ③ 書面による決議の日                | 2018年11月8日(木)                   |
| <書面決議により信託終了(繰上償還)が決定した場合> |                                 |
| ④ 信託終了(繰上償還)予定日            | 2018年11月29日(木)                  |

- (1) 書面による議決権の行使については、2018年10月12日(金)時点の受益者様を対象としております。
- (2) 対象の受益者様は、上記の書面による議決権の行使期間中に、NNインベストメント・パートナーズ株式会社に対し、本書面に同封してお届けしております「議決権行使書面」をもって、本決議における議決権を行使ください。
- (3) 本決議は、議決権を行使することができる受益者様の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。なお、本決議において議決権の3分の2以上の賛成が得られなかった場合、ファンドの信託終了(繰上償還)手続きを行いません。
- (4) ファンドの信託終了(繰上償還)が決定した場合、ファンドの主要投資先であるケイマン籍投資信託証券においては、リートおよび株式の現物ポートフォリオならびに通貨コール・オプションのポジションを速やかに解消することを予定しております。
- (5) ファンドの信託終了(繰上償還)が決定した場合、ファンドは2018年11月29日(木)に信託を終了(繰上償還)いたします。ファンドの償還金は信託終了日以降、販売会社を通じて受益者の皆様にお支払いいたします。支払日については販売会社により異なりますので販売会社にお問い合わせください。

### 3. 書面決議の方法について

同封の「議決権行使書面」に、ファンドの信託終了（繰上償還）について賛成または反対される旨等をご記入の上、2018年11月6日(火)(必着)までに下記宛にご送付ください。

なお、本決議におきまして議決権を行使されない場合(議決権行使書面をご返送いただかない場合)は、賛成いただいたものとさせていただきますので、ファンドの信託終了(繰上償還)にご同意いただける場合は、書面決議のお手続き(議決権行使書面のご返送)はしていただかなくても結構です。

<宛先> 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 4-1 ニューオータニガーデンコート 22 階  
NN インベストメント・パートナーズ株式会社 プロダクト戦略部

- ※ 同一の受益者様が重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効といたしますのでご了承ください。
- ※ 議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面をご提出された場合は、賛成されたものといたします。
- ※ ご記入いただいた情報は本書面決議以外の目的には利用いたしません。

<その他>

書面による議決権の行使期間中、ファンドの信託終了（繰上償還）に賛成か反対かにかかわらず、取扱販売会社においては通常通りご解約のお申込みを受付けいたします。

<ファンドの信託終了（繰上償還）に関する問い合わせ先>

NN インベストメント・パートナーズ株式会社 プロダクト戦略部  
電話番号:03-5210-0653(9:00~17:00 土、日、祝祭日除く)

以上

## 書面決議参考書類

1. 投資信託契約の解約の理由および相当性に関する事項  
「NN 欧州リート・ファンド(資産形成コース/通貨カバード・コール戦略)」について、弊社ではファンドの運用に鋭意努力してまいりましたが、ファンドの受益権の口数が投資信託約款に規定する繰上償還条項(第 37 条第 1 項)に定める 10 億口を下回る状態が継続しております。今後も一部解約が見込まれることから、受益権口数を維持することは難しく、本来の商品性を維持した運用の継続が非常に困難な状況にあります。弊社といたしましてはファンドの信託契約を解約し、お預かりした運用資産を受益者の皆様へお返すことが受益者様の利益に資するとの判断をいたしました。
2. 投資信託契約の解約がその効力を生じる日  
2018 年 11 月 29 日(木)
3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件  
本書面決議において、議決権を行使することができる受益者様の議決権の 3 分の 2 以上に当たる賛成を得られない場合には本投資信託契約の解約は中止されます。
4. 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実  
該当事項はありません。
5. 直近に作成された財産状況開示資料  
次ページ以降の書類をご覧ください。

直近決算日の貸借対照表

直近決算日の損益計算書

## 直近決算日の追加型収益分配金計算書